

## 埼玉県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項

※令和4年3月14日申し合わせ

### 1 複数応募・推薦について

令和4年度については、推薦開始日からは1人1社の応募・推薦とするが、10月1日以降は、事業主の承諾を得た場合に限り複数の応募・推薦（原則2社まで）を認める。

### 2 応募前職場見学について

就職希望生徒の職業や職場に対する理解を深め、適切な職場選択及び就職後の早期離職の解消に資するため、事前・事後指導の徹底を図り、応募・推薦開始日前の職場見学を推進する。

## 埼玉県高等学校就職問題検討会議における確認事項

### 1 複数応募・推薦の方法について

(1) 9月中に採否の確認が取れていない場合の、10月以降の取扱いについて

9月5日から9月30日までの応募・推薦に係る採否が9月30日までに出不い場合、10月1日からの応募・推薦について、併願者を可とした求人、10月1日以降もう1社応募・推薦することは可とする。

(2) 10月以降の取扱いについて（併願者を可とした求人）

10月1日以降A・Bの2社に応募・推薦し、うち1社から採否の連絡があった場合は、次のとおりとする。

- ① A社採用決定・B社連絡待ち  
B社の連絡を待ち、2社とも採用の場合はA社・B社のいずれかを選択する。
- ② A社不採用・B社連絡待ち  
C社に応募・推薦できるものとする。

(3) 単願求人であって、7日経過しても採否の連絡がない場合について

単願での応募・推薦に係る場合でも、採否が7日経過しても出ない場合は、併願者を可とした求人、10月1日以降もう1社応募・推薦することは可とする。

(4) 併願応募し、2社から内定を得た場合の内定の承諾について

生徒は2社の内定を得た場合は、2社目の内定の確認後3日以内に就職先を決定し、学校から内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。

## 2 応募前職場見学の実施について

実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 実施時期は、原則として夏休み期間中など、学事日程への影響が少ない時期とする。
- ② 応募・推薦開始日前の職場見学については、生徒が自身の適性を探るため、複数訪問を促すなどの事前指導及び応募に向けての意思決定を図るなどの事後指導を徹底する。
- ③ 事業主は、特定の予定日に実施する場合は、学校によって夏休みの始期・終期が異なることに配慮する。また、生徒個人の状況など直接採用選考につながる質問をすることや履歴書等の提出を求めることのないようにする。

## 3 就職面接会における複数応募の取扱いについて

就職面接会は、正式応募前の「予備面接会」と位置付け、複数の企業での面接を可能とし、後日、学校を通じて正式に応募を行う。正式応募する場合は、申し合わせ事項のとおり、9月中までは1人1社の応募・推薦とし、10月1日以降は原則2社までの取扱いとする。

## 4 新型コロナウイルス感染対策について

新型コロナウイルス感染防止対策として、次の事項に留意するものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、応募前職場見学や採用選考を実施する際は感染防止策を徹底する。
- ② 事業主は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインを活用した応募前職場見学や採用選考を行う場合、学校と事前調整を行う。また、オンラインを活用する際は、生徒や学校の個々の事情に配慮する。なお、オンライン面接への対応可否を採用基準としたり、対応できないことをもって、不利益な取扱いを行わないようにする。

## 5 民間職業紹介事業者が行う高等学校卒業予定者に係る職業紹介について

職業紹介に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 採用選考期日等については、「高等学校就職問題検討会議」における取りまとめを遵守すること。
- ② 複数応募・推薦については、「埼玉県高等学校就職問題検討会議」における申し合わせを遵守すること。
- ③ 「学校との連携」をはじめ、職業安定法や同法に基づく指針（※）を十分に踏まえ、事業者としての責務を果たすこと。  
（※）（平成11年労働省告示第11号）（最終改正 令和3年厚生労働省告示第162号）
- ④ 応募書類については、「全国高等学校統一応募書類」を使用すること。

令和4年3月31日確認